

JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

ASAHI SEIMEI OTEMACHI BLDG.18F
6-1 Otemachi 2-chome
Chiyoda-ku Tokyo, 100-0004, JAPAN



TEL: 81 3 5205 3321
FAX: 81 3 5205 3391
URL: <http://www.jipa.or.jp/>

2010年9月15日

To: Shri P. H. Kurian
Controller General of Patents, Designs and Trade Marks
The office of the CGPDTM,
Boudhik Sampada Bhavan,
S. M. Road, Antop Hills,
Mumbai- 400 037,
India

拝啓 P. H. Kurian 様

Re: No. CG/PUBLIC NOTICE /2010/156

日本知的財産協会は、1938年に日本において設立された知的財産権に関する民間のユーザ団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、適宜、意見等を関係先に提出しております。

2008年11月に貴ニューデリー支局へ訪問した際には、私どもの要望書'Requests Regarding the Intellectual Property Systems in India'に関して、有意義な意見交換をおこなうことができ、その後も貴国の知的財産関連法に対して注目しつづけているものです。

さて、現在貴局にて公募している'Suggestions from stakeholders on Indian Trade Mark system'に関し、弊協会でも再度検討し、権利者にとって特に重要と考える点につき意見を提出致しますので、ご検討をお願い申し上げます。

敬具

小藪江 健一

(Kenichi Osonoe)
日本知的財産協会 常務理事
〒100-0004
東京都千代田区大手町 2-6-1 18 階
日本

インド商標システムに関する提言

日本知的財産協会

1. 外国著名商標の保護

< 関連条文 >

商標法 11 条(2)

< 希望内容 >

貴国においては、パリ条約・TRIPs 協定に沿った形で、貴国内で著名である商標の保護を商標法 11 条(2)で規定しています。しかし、第三者が外国の著名な商標を先回りして出願し、それを用いて営業を行うという事例がみられます。このような事態は、商標を先回りして取得された企業に損害を与えるのみならず、そのような商標がついた商品を購入した一般消費者にも損害を与える場合があります。また、このような事例に対しては、現在は商標法 11 条(2)により、異議申立、無効審判を提起することで解決する手段しかなく、このような現状は、権利者にとって時間と費用の両面から負担が大きいと言わざるを得ません。

日本におきましては、外国で著名な商標も一定の要件の下で保護されています(日本国商標法 4 条 1 項 19 号)。

つきましては、貴国においても、外国で著名な商標の保護規定(商標として登録されない・無効となる)を導入して頂きたいと思えます。

また、著名商標がどの範囲で保護されるのかが事前に予測できれば、企業にとって商標出願の必要性の判断に役立つと考えます。従って、貴国における著名商標の判断の具体的なガイドラインや、認定された著名商標のリスト等があればその公表もあわせてお願いします。

Japan Trademark Act Art.4

(1) Notwithstanding the preceding Article, no trademark shall be registered if the trademark:

(xix) is identical with, or similar to, a trademark which is well known among consumers in Japan or abroad as that indicating goods or services pertaining to a business of another person, if such trademark is used for unfair purposes (referring to the purpose of gaining unfair profits, the purpose of causing damage to the other person, or any other unfair purposes, the same shall apply hereinafter) (except those provided for in each of the preceding items);

< 出典 >

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data/TA.pdf>

審査便覧

42.119.01

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syouhyoubin/42_119_01.pdf

42.119.02

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syouhyoubin/42_119_02.pdf

42.119.03

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syouhyoubin/42_119_03.pdf

2. マドリッドプロトコルへの早期加盟

< 関連条文 >

なし

< 希望内容 >

マドリッドプロトコルへの早期加盟を希望します。

< 希望理由 >

マドリッドプロトコルは、2010年8月現在、82の国・地域が加盟し、外国商標出願のツールとして活用されています。

しかし、貴国は、まだマドリッドプロトコルに加盟しておりません。マドリッドプロトコルに加盟することは、外国における商標権取得を簡易かつ迅速に行うことが可能となり、貴国経済活動の観点から、インド企業の外国商標出願の奨励、インド企業の外国での商標権保護強化にもつながります。

諸外国の見地からも、商標の早期保護が図られるマドリッドプロトコルの活用によって貴国での商標権取得が早くなり、貴国内での産業の活発化が図れると存じます。つまり、商標権の取得が早くなると、不安定な権利関係が減り、不要な商標権侵害が無くなるだけでなく、安定した商標権の存在により商品商標の流通の促進が図れると存じます。

上記の理由からマドリッドプロトコル加盟にはメリットがあり、また、知的財産制度の国際的調和のため、当団体は、貴国のマドリッドプロトコルへの早期加盟を希望します。

3. 刑事罰の強化

< 関連条文 >

商標法 103 条、104 条、105 条

< 希望内容 >

商標法では、「登録商標の偽造および不正使用、取引表示の不正使用、商標登録済みとの虚偽表示および登録簿への虚偽記入を行った者は、6ヵ月以上3年以下の禁固刑に処し、かつ、50000 ルピーから 20 万ルピー（約 50 万円）の罰金を併科する（商標法 103 条）。」と規定されており、さらに、「虚偽の登録商標または虚偽の取引表示を付した商品の販売または役務の提供は、6ヵ月以上3年以下の禁固刑に処し、かつ、50000 ルピーから 20 万ルピー（約 50 万円）の罰金を併科する（商標法 104 条）」と規定されております。

しかしながら、このような短期間の刑罰では十分な再発防止を図ることができないのではないかと思います。すなわち、再犯の場合の刑罰については、商標法 105 条に定められている規定があり、その規定では下限の刑罰が、罰金については5万から 10 万ルピーへ、禁固刑については6ヶ月以上から1年へ変わるだけで、上限の刑罰が、罰金については 20 万ルピーと、禁固刑については3年以下の禁固と変わりありません。

さらに「裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由があれば、1年未満の禁固又は 10 万ルピー未満の罰金に処することができる」と裁判所の判断で刑を軽くすることができる旨さえ記載されています。このような内容では再犯に対して厳しくなっているとは思えません。

従って、期間として、日本並みの5年以下とし、再犯の場合は少なくとも前回の刑よりも重い刑を課するような制度を作ることを希望します。

4. 商標権侵害の非親告罪化

< 関連条文 >

商標法 104 条、114 条ほか

< 希望内容 >

商標権の侵害行為は、商標権者のみならずその登録商標を信用し、製品を購入した消費者にも被害が及ぶものであります。大量の輸出入品あるいは市場に出回っている商品について企業自身が調査し、摘発していくことは広いインドにおきましては非常に難しいことと思っております。

従いまして、商標権等の侵害行為についても非親告罪とする規定を設けることを希望します。

以上